

前橋工科大学教職課程履修規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第 9 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、前橋工科大学学則(平成 25 年規程第 2 号。以下「学則」という。)

第 3 2 条第 2 項の規定により教職課程の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(教員免許状授与の資格要件)

第 2 条 教員の免許状授与の資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 1 4 7 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 2 6 号)の定めに従い、所定の単位を修得しなければならない。

2 学則第 3 1 条に定める学士の学位を有すること。

(教職課程の履修)

第 3 条 前条に定める教員免許状授与のために必要とする授業科目、単位数等については、別表 1、別表 2 及び別表 3 に定めるところによる。

2 教職課程を履修しようとする者は、教職課程登録を行なわなければならない。

(授業開講時間帯)

第 4 条 別表 2 に定める教職に関する専門教育科目は、月曜日から金曜日までの 1 時限から 7 時限及び土曜日の 1 時限から 5 時限の時間帯で開講できるものとする。

(その他)

第 5 条 教職課程に開講される科目の履修等についてこの規程に定めのない事項は、前橋工科大学履修規程(平成 25 年規程第 9 0 号)を準用する。

2 前項の規定によっても該当のない事項は、前橋工科大学教職センター運営会議及び教授会の意見を聴いて、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日において前橋工科大学の設置及び管理に関する条例(平成 8 年前橋市条例第 3 4 号)に基づき設置された前橋工科大学(次項において「前橋工科大学」という。)に在学する教職課程履修登録を行っている学生(同日をもって卒業する者及び除籍される者を除く。)に係る教職課程の授業科目及び単位数については、この規程の規定にかかわらず、廃止前の前橋工科大学教職課程履修規程(平成 22 年工科大学訓令甲第 3 号。)の例による。

3 施行日の前日において前橋工科大学に在学する教職課程履修登録を行っている学生（同日をもって卒業する者及び除籍される者を除く。）になされた履修は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成27年2月26日規程第6号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学するものについては、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月26日規程第7号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 教員免許状取得に要する教科別単位数

免許状の種類	基礎資格	専門教育科目の最低単位数			
		教科に関する科目		教職に関する科目	教科または教職に関する科目
		教科名	単位数		
高等学校教諭 一種免許状	(1) 学士の称号を有すること (2) 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」の教科目について、それぞれ2単位取得を要する	理 科	20単位以上	23単位	16単位

(注1) 上記の表の基礎資格(2)における「体育」と「外国語コミュニケーション」は本学の共通教育科目で開講される「保健体育」と「英語E」、「情報機器の操作」は本学の生物工学科専門教育科目で開講される「情報処理演習」をもって相当させる。

(注2) 上記の表のうち「教科または教職に関する科目16単位」については、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」を以って充足するものとする。

(注3) 上記の表のうち「教職に関する科目23単位」については、免許状授与に必要な単位数に関わらず教育職員免許法別表第1備考第9号の規定を準用できるものとする。

別表2 教職に関する専門教育科目及び単位数

免許法施行規則に定める科目区分			授業科目名	単位数		配当年次
科目	各科目に含める必要事項	単位数		必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、勤務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2		1
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育学概論	2		1
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習過程を含む。）		教育心理学	2		2
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育の制度と経営	2		1
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	6	教育課程論	2		2
	・各教科の指導法		理科指導法Ⅰ	2		2
	・特別活動の指導法		理科指導法Ⅱ		2	2
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		特別活動の理論と方法	2		1
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒指導法	2		2
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		3
教育実習		3	教育実習事前事後指導	1		3
			教育実習Ⅰ	2		3
教職実践演習		2	教職実践演習（高）	2		4

(注4) 上記の表の「教職実践演習」は、学則第12条第1項(2)の規定を準用するものとする。

別表3 免許教科並びに教科に関する専門教育科目及び単位数

免許教科名	教科に関する専門教育科目		単位数		備考
			必修	選択	
理 科	物理学（4単位）	物理学Ⅰ	2		
		物理学Ⅲ	2		
	化学（18単位）	化学Ⅰ	2		
		有機化学Ⅰ	2		
		有機化学Ⅱ	2		
		生物有機化学	2		
		物理化学	2		
		分析化学	2		
		生化学Ⅰ	2		
		生化学Ⅱ	2		
		機器分析	2		
		生物学（24単位）	生物学Ⅰ	2	
	生物学Ⅱ		2		
	分子生物学Ⅰ		2		
	分子生物学Ⅱ		2		
	微生物利用学			2	
	微生物学		2		
	遺伝子工学		2		
	植物生理学			2	
	植物栄養学			2	
	微生物生理学			2	
	生物情報処理演習		2		
	生物工学概論		2		
	地学（4単位）		地学	2	
		天文学		2	
	実験（12単位）	基礎生物学実験Ⅰ	2		
		基礎生物学実験Ⅱ	2		
		生物工学実験Ⅰ	4		
		生物工学実験Ⅱ	4		